

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市職員への福利厚生（特別休暇制度）	結婚休暇、介護休暇等の申請ができる		○		人事秘書課 052-400-2911
納税証明書の交付申請	住民票上の同一世帯員で、パートナーシップ関係にある者を親族として取扱い、委任状なしで申請を受け付ける。	○		パートナーのみ適用。近親者はファミリーシップであっても委任状が必要です。	収納課 052-400-2911
市税等の納付書の再交付	住民票上の同一世帯員で、パートナーシップの関係にある者を親族として取扱い、委任状なしで申請を受け付ける。	○		パートナーのみ適用。近親者はファミリーシップであっても委任状が必要です。	収納課 052-400-2911
各種証明書の交付申請	住民票上の同一世帯員で、パートナーシップの関係にある者を親族として取扱い、委任状なしで申請を受け付ける。	○		パートナーのみ適用。近親者はファミリーシップであっても委任状が必要です。	税務課 052-400-2911
住民票の続柄変更	ファミリーシップ対象者の続柄を「縁故者」に変更できる。（同一世帯員であることが条件）		○		市民課 052-400-2911
住民票の交付申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。（同一世帯員であることが条件）		○		市民課 052-400-2911
戸籍関係の届出	ファミリーシップ対象者も届出人となる。（同一世帯員であることが条件）		○		市民課 052-400-2911
保険年金課における各種申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。（同一世帯員であることが条件）		○		保険年金課 052-400-2911
水道の使用証明書の交付申請	パートナーが代理で申請できる		○		上下水道課 052-400-2911

清須市行政サービス等一覧

2024年6月1日時点

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
水道の納付証明書の交付申請	パートナーが代理で申請できる (ただし、同一世帯であることが条件)	○			上下水道課 052-400-2911
水道料金の納付書の再発行申請	パートナーが代理で申請できる		○		上下水道課 052-400-2911
給水契約の使用開始、使用中 止の届出	パートナーが代理で申請できる		○		上下水道課 052-400-2911
下水道受益者負担金証明書の 交付申請	パートナーが代理で申請できる (ただし、本人以外は委任状が必要)	○			上下水道課 052-400-2911
女性相談 (DV相談)	パートナーからの暴力について相談できる。		○		こども家庭課 052-400-2911
住宅用地球温暖化対策設備設 置費補助金の申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。		○		生活環境課 052-400-2911
浄化槽清掃費補助金の申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。		○		生活環境課 052-400-2911
生ごみ処理機等購入補助金の 申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。		○		生活環境課 052-400-2911
障害福祉サービス・障害児通 所支援事業・地域生活支援事 業の申請	本人の関係者として、ファミリーシップ対 象者も委任状なしで代理申請できる。	○			社会福祉課 052-400-2911

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
清須市独自の障害者手当（福祉金・ガソリン費助成）の受取（未払金も含む）	本人の関係者として、ファミリーシップ対象者も手当を受給することができる。	○			社会福祉課 052-400-2911
生活保護の受給	ファミリーシップ対象者も受給対象となる。（生計同一であることが条件）		○		社会福祉課 052-400-2911
障がい者手帳の交付申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。（身分証明書の提示が必要）		○		社会福祉課 052-400-2911
要介護認定の申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。（本人の介護保険証が必要）		○		高齢福祉課 052-400-2911
各種高齢福祉サービスの申請（介護用品支給等）	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。（同一世帯員であることが条件）		○		高齢福祉課 052-400-2911
「きよす健康マイレージ」ま いかの引き換え	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。		○		健康推進課 052-400-2911
児童手当の申請	本人の関係者として、ファミリーシップ対象者も代理申請できる。	○			こども家庭課 052-400-2911
子どもの発達相談	ファミリーシップの関係にある子について相談できる。		○		こども家庭課 052-400-2911
母子健康手帳の交付申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。（妊婦の住民票が市内に限る。その他必要書類の提示が必要）		○		こども家庭課 052-400-2911

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
パパママ教室への参加	ファミリーシップ対象者も参加できる。		○		こども家庭課 052-400-2911
乳児健康診査（第1回、第2回）の申請	ファミリーシップ対象者も代理申請できる。（妊婦の住民票が市内に限る。その他必要書類の提示が必要）		○		こども家庭課 052-400-2911
保育所の入所等に関する各種申請	ファミリーシップ対象者も申請できる。（同一世帯員で、子を養育していることが確認できることが条件）		○		児童保育課 052-400-2911
放課後児童クラブの利用申請	ファミリーシップ対象者も申請できる。（同一世帯員で、子を養育していることが確認できることが条件）		○		児童保育課 052-400-2911